



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	両漢交替期「豪族反乱集団」再攷
Author(s)	小嶋, 茂稔
Citation	東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学, 56: 201-216
Issue Date	2005-01-31
URL	http://hdl.handle.net/2309/2821
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

両漢交替期「豪族反乱集団」再攷*

緒言

王莽の篡奪による前漢王朝の滅亡に始まり、王莽政権末期の社会・経済の混乱とその滅亡、続く更始政権の成立とその瓦解とを経て、前漢の皇帝家・劉氏の血統をひく劉秀（光武帝）が建設した後漢政権による再統一という過程を辿る、紀元後一世紀前半の中国社会の混乱期は、一般に両漢交替期（もしくは前後漢交替期）と呼ばれている。この時期は、秦漢統一帝国樹立後の中国を襲った初めての政治的分裂期である。半世紀以前からその政治過程に着目した基礎的研究が、ピーレンシュティン氏・余英時氏によってなされ、近年において我が国の狩野直禎氏によって劉秀の中国再統一までの歴史的展開の整理がなされて⁽¹⁾おり、両漢交替期の様々な混乱の状況については政治史的観点から言えば、相当程度明らかにされてきた。

しかしながら政治的混乱を齎した両漢交替期に対して、社会経済史的観点からの、その混乱の背景の分析はこれまで必ずしも充分であったとは言えない。例えば、前漢末平帝期及び王莽政権期の始建国三（後一）年に発生した黄河下流域における二度の決壊が、後漢政権の成立過程に大きく影響したのではないかの浜川栄氏の提言⁽²⁾が直近の研究成果として注目されるように、楚漢抗争期と漢魏交替期と比較して人口に膾炙しない面が多々あるとは言え、政治的

分裂を伴う中国社会の一つの転換期として、この両漢交替期は、依然検討すべき課題が多く残されていると思われる。

以前私も、先学の驥尾に付して、劉秀を中心として形成された勢力が後漢政権へと確立していく過程を分析し、概ね以下のような結論を提示したことがある⁽³⁾。

まず第一に、後漢政権の基軸となった劉秀「集団」は、従来、南陽地方の豪族出身者によって形成されたと理解されてきたが、劉秀の行動を仔細に追うと、その基盤の確立は幽州・冀州を含むいわゆる「河北」の地域でなされたことがわかる。第二に、劉秀の麾下に多くのいわゆる「豪族」層が結集したと理解されてきたことに対して、その「豪族」層が同時に河北地域の地方統治機構を掌握していた地方官か、もしくはその配下であったことを明らかにし、両漢交替期にあつては前漢期に充実した地方社会の郡県制的なその統治機構を掌握することが軍事面などの諸活動を進展させる上で有益であったと考えられることである。前稿にあつては劉秀の勢力の分析のみにとどまり、その他の類似の勢力についての比較検討までは考察を及ぼすことが出来ず、課題として残さざるを得なかった。

本稿では、劉秀を中心に構築された後漢政権以外の、両漢交替期において諸地域に一定の政治的統制を保ちながら自立した諸勢力⁽⁴⁾が、前漢期以来の郡県制的統治機構とどのような関係に置かれていたと理解すべきかについて新たな検

小嶋 茂 稔

（歴史学）

討を加えたうえで、前稿で論じ残した点についての私見を提示しようとするものである。以下、まず次章において、両漢交替期に自立した諸勢力についての従来の理解(主として木村正雄氏の理解)に対する私見を述べる。次いで章を改め、木村氏によって「豪族反乱集団」と定義されてきた地方に自立した諸勢力について、前稿で提示した地方の統治機構との関わりという見地からの検討を加えることを通して、基本的な枠組み自体はあくまでも従来の理解に依拠すべきではあることを確かめつつも、両漢交替期の中国社会の変動の特性を理解していく上で、前稿で開陳した、当該期において残存ないし継承された郡県制的統治機構の存在に注視すべきという私見に有効性があることを論じていくこととした。

一 両漢交替期の自立諸勢力についての従来の理解

(一) 木村説の概要

両漢交替期に中国各地で勃興した諸勢力について、それらに対して社会経済史的基盤に関する指標を示しつつ、「農民反乱集団」もしくは「豪族反乱集団」という二つの範疇に収斂させて理解する視覚を提示したが木村正雄氏であった。

この二つの「集団」は木村氏の言を借りれば、「両漢交替期の反乱は、その構造や機能、性格の上から大きく二つに類別して考えるべきである。」(中略)端的にいえば、農民反乱の基礎には、第二次農地の国家的生産関係が、豪族反乱の基礎には、第一次農地の土豪的ないし豪族的生産関係があった⁽⁵⁾ものである。本稿では直接には取り扱わない「農民反乱集団」については、さらに詳しく「われわれのいう第二次農地における生産関係の矛盾によって発生したもので、山東、特に河北平野・淮河下流域・北辺屯田地域等、第二次農地の広汎に展開していたところに発生し展開した。そしてその運動の目標を、第二次農地の復興におき、そのために王莽政権を打倒し、より強力で健全なデスポットの出現具体的には、漢室劉氏を代表する「真主」の出現によって、昔日の如く安全で平和な生活の再現をのぞんだものであった」とその性格を規定している。また「豪族反乱集団」については、「ある地域を基礎とし、そこを郡県制的に支配

しようとした」「いずれも国家的構造を持ち、在地性があり、郡県制的支配によってその集団を維持し発展させようとした」ものとその概略を規定している。

この見解は、「豪族反乱集団」形成の契機に、「農民反乱集団」の寇掠活動への対抗手段としての自衛活動的側面を見るべきとする土屋紀義氏の提言⁽⁶⁾があったことを除けば、我が学界においては、両漢交替期の中国社会を理解する上で基本的な考え方として概ね受容されてきている。

木村氏の両漢交替期の諸勢力に対するそうした見方は、国家的治水灌漑機構によって戦国時代以降に開墾され拡大した「第二次農地」が、古代専制国家を存立せしめる基盤となったという氏の中国古代国家に対する認識にそもそも依拠したものである。従って、木村氏が両漢交替期の諸勢力に対して示した以上の理解を見直すためには、あくまでもその国家論の再検討から始めなければならないであろう。本稿では残念ながらそこまでの準備はないものの、前稿で述べた私見との関わりから、木村氏のいう「第一次農地」を勢力の基盤とし郡県制的支配秩序の構築を志向したとされる「豪族反乱集団」の理解のうち、その「豪族反乱集団」と「郡県制的支配」の関わり方についての次節に述べる疑問を手掛かりにして、前稿で論じ残した「豪族反乱集団」の理解について、あくまでも部分的なものにとどまるが見直しを行ってみたいと考える。

(二) 木村説への疑問

私の「豪族反乱集団」理解に対する疑問は、木村氏の行論の中で、この集団の生起・展開の過程と「郡県制的支配」とがどのように連動していくかが必ずしも明確にされていないのではないかと、ということである。私見との関わりでもう少し具体的に言うなら、その「郡県制的支配」というものが、前代(前漢もしくは王莽政権・更始政権期)からの統治機構の枠組みを利用してなされたものとして理解すべきなのか、この両漢交替期において新たに再構築されたものとして理解すべきなのか明確にされていない⁽⁷⁾ことである。

確かに木村氏も、この問題に無関心であったわけではない。氏は、「豪族反乱集団」のあり方を、大きく「劉氏の反乱(ではなければ劉氏を詐称しておこした反乱)」か「非劉氏(劉氏に非ざる)反乱」とにわけて考える視角を提示したうえで、その「非劉氏反乱」の「その集団、あるいは地方政権結成の条件」と

して、「その集団ないし反乱形成の直前、その地方の行政長官であつて、それが殆どそのまま独立地方政権となつた」場合と、「その地方の豪族を中核として反乱集団が結成された」場合があつたことを指摘している。¹⁰⁾ しかしながら、木村氏が具体的に検討を加えた「豪族反乱集団」は、史料的に限界があることとあわせて、氏がこの方面の研究に着手し深化させつつあつた時期に急逝されたこともあつて、隗囂・公孫述・劉永の三つの（もちろん両漢交替期を代表する地方政権ではあるが）勢力にとどまつている。そのため、先に紹介した「二つの場合」の分布状況や、「二つ」のうちどちらが両漢交替期にあつて一般的であつたのか、もしくは同様な出現状況を示していたのか、明確な結論は結局示されていないのである。

従つて本稿では、木村氏によつて「豪族反乱集団」とされた勢力が、もしくは類似の傾向を内包する両漢交替期の諸勢力の「郡県制的支配」との関わり方について、個々の勢力によつてどのような実情にあつたかを明らかにしていくことで、ここで示したささやかな疑問に対する回答を探っていくこととしたい。

二 各勢力の生起・展開と「郡県制的支配」との関わりをめぐつて

前章で示した木村説への疑問に基づき、本章では、王莽政権の滅亡から更始政権の興亡を経て後漢政権の確立に至る時期にかけて、中国各地において政治的自立の行動を示した諸勢力につき、その動向の概略を確かめ、特に「郡県制的支配」との関わり方についてどのような特質を持つと理解すれば良いか、検討を進めていきたい。

両漢交替期において何らかの形で「自立」の形勢を保つた勢力は、その規模の大小や、木村氏の言う「農民反乱」「豪族反乱」等の性格如何を問わなければかなりの数を拾い出すことが出来る。¹¹⁾ 本章では木村氏の言う「農民反乱集団」の範疇や土屋氏の言う「民衆反乱集団」の範疇に入る、個々の自立勢力の指導者の具体像が明確ではないものは除き、指導者の具体像が明確な自立勢力においてその自立の際にどのような状態を保っていたかということに留意しながら、それぞれの勢力の「郡県制的支配」との関わり方の特質を検証していくこととしたい。

その際の基本原則として以下の二点に注意しておきたいと思う。

第一点は、本章で検討の対象とする勢力と対象としない勢力との選択に関して、具体的な原則を立てておくことであり、本稿での分析が恣意に流れないようにするための最低線としての以下の三つの事項を掲げておく。

第一には、紀一、光武帝紀、更始二（二四）年五月条に、
是の時、長安、政乱れ、四方背叛す。

(A) 梁王・劉永、雒陽に擅命す。公孫述、王を巴蜀に称す。李憲、自立して淮南王と為る。秦豊、自ら楚黎王と号す。張歩、琅邪に起つ。董憲、東海に起つ。延岑、漢中に起つ。田戎、夷陵に起つ。並びに将帥を置き、郡県を侵略す。

(B) 又、別に号して諸賊、銅馬・大彭・高湖・重連・鉄脛・大搶・尤來・上江・青犢・五校・壇郷・五幡・五楼・富平・獲索等、おのおの部曲を領し、衆合はせて数百万人、在る所寇掠す。

とある記事を一つの基準とすることである。この記事は、更始政権が長安を都と定め、中央政府としての体裁を採りながらも、もともと「農民反乱集団」を一つの核としていたこともあつてその支配を維持できなくなり中央政府としての実態を喪失した結果を示したものとされている。この記事を一つの基準とするのは、この前段の(A)に列挙された勢力が「並びに将帥を置き、郡県を侵略す」と範疇によつて総括されていることから、木村氏のいうように「豪族反乱集団」としての性質を持つと考えるよいと思われるからである。

第二には、すでに紹介した木村氏の諸論考において「豪族反乱集団」として記述がなされている勢力は当然として、狩野直禎氏が「更始時代の中国各地の情勢」として整理した地域別の情勢のなかで取り上げられている勢力についても、劉秀が河北地域で自立して皇帝に即位する前に帰伏した勢力を除いて、検討の対象とすることである。¹²⁾

第三には、上記二点の基準からはこぼれおちてしまうもので、紀一、光武帝紀、建武五（二九）年十二月条に、

交阯牧鄧讓、七郡の太守を率ゐて、使を遣はして貢を奉せしむ。

と見える、両漢交替期にあつて地方官としての地位を保つたまま中央の情勢を静観していたと思われる地方官群も検討の対象に加えることである。なお、こ

ここで鄴讓に率いられた「七郡」の地域は鄴讓が交趾牧であったことを考えれば中央を遠く離れた南方の地に相違ないのであるから、こうした地方官の事例は僻遠の地の地方官のみに限定される可能性もある。しかし先に触れた狩野氏の検討の対象の中には黄河下流域や淮水流域で自立した者も含まれる。従って必ずしも地理的要因に帰すべき性格の問題ではないと思われる。

第二点は、各勢力の自立の過程における更始政権との関わり方を考慮の一端に入れておくことである。ここで、更始政権の興亡について簡単に触れておくと、王莽の地皇三(二二二)年、劉秀の兄劉縯の指揮下に起兵した南陽春陵侯国の劉氏一族を中心とする勢力は、「農民反乱」軍であった下江・新市・平林と呼ばれる勢力と合体し、規模を拡大すると、翌地皇四(二三)年正月に、王莽の前隊【南陽】大夫【太守】であった甄阜と同じく前隊の属正【都尉】の梁丘賜の軍を破り、続けて劉縯の指揮下の軍は、王莽の納言將軍の嚴尤・秩宗將軍の陳茂を破った。こうして南陽郡周辺を勢力下に置くと、二月に入って主に「農民反乱集団」である下江・新市・平林等の支持のもとに劉玄が皇帝として推戴されることとなる。いわゆる「更始政権」の成立である。

一般に更始政権に対して史書の評価は冷淡であり、その存在した期間が極めて短かったこともあってか、同政権の持つ歴史的意義についてこれまで充分顧慮されてきたと言いが難い。例えば、五世紀前半・宋代に范曄が撰じた『後漢書』の記述を見る限り、劉玄は「懦弱」であったとされ、優れた指導者とは言い難い人物像が伝えられている。しかし、この劉玄を皇帝とする更始政権に公然と反旗を翻す形で劉秀が自らの政権基盤を固めていったという史実を想起すれば、范曄が『後漢書』を撰する際に参考にしたとされる先行『後漢書』類のなかで、劉秀・劉縯兄弟と劉玄に対して、前者については相当程度の潤筆が加えられ、後者については意図的に貶めるような叙述がされたことも想定しなければならぬ。当然范曄自身による一種の「脚色」も想定されよう。さらに更始政権研究の基礎となるべき『後漢書』の劉玄伝の記載を丁寧に見ても、更始政権内部における新市・平林等の農民反乱集団出身者の優遇ぶりや、諫言を退け失政を繰り返す「暗愚」な君主・劉玄のあり方を描くことに力点が置かれているため、後漢に先だって存在した劉氏による政権でありながらその具体像は掴みにくくなっている。

しかし、仮に政権の内実が『後漢書』に伝えられるようなものであったにせよ、更始政権は漢朝の血統を継承する人物を皇帝に戴く漢王朝の正統な後継者足りえた。更始元(二三)年六月に宛に入城して都と定め、八月に入って武関から長安を目指す軍事態勢を整えると、列伝一、劉玄伝に

是の時、海内の豪桀は翕然として響應し、皆その牧守を殺し、自ら將軍を稱し、漢の年号を用ゐ、以て詔命を待つ、旬月の間、天下におまわし。

とあるように、王莽政権滅亡直前に中国各地に自立した諸勢力の結集の核となっていたのである。前稿で検討したことであるが、河北において劉秀集団の成長を支えた地方官が、その地位を更始政権から与えられるか、もしくは王莽政権以来の地方官としての地位を更始政権から追認されたものであったことも想起したい。

そうした状況を念頭におく時、本章で以下検討しようとする諸勢力の「郡県制的支配」の実情を考慮する際に、更始政権といかなる関係を取り結んだのかということも、本稿での検討を充実させる一つの要素たり得るものと思われる。

では、以上に留意しながら、以下西漢交替期の自立した諸勢力についての考察を行っていくこととするが、叙述の順序については范曄『後漢書』での記載の仕方に従って、(一)列伝二に立伝された人物を指導者とする勢力、(二)列伝三に立伝された隗囂・公孫述の勢力、(三)最終的に後漢政権の構成員に転化し、『後漢書』に専伝を持つ人物を指導者とした勢力、(四)『後漢書』に立伝されないその他の人物を指導者とする勢力、とに分けて検討を進めていきたい。

(一)『後漢書』列伝二に立伝された人物を指導者とする勢力

(イ)王郎

王郎が、邯鄲城を占領し天子を自称して、幽州・冀州方面に勢力を確立した過程は、王郎伝に依拠すれば以下のように整理出来る。まず、

王昌、一名郎、趙国邯鄲の人なり。素よりト相を為すこと工にして、星歴に明るく、常に以爲、河北に天子の気あり、と。時に趙・繆王の子の林、奇数・任俠を好み、趙・魏の間に、多く豪猾と通じ、郎これと親しく善くす。初め、王莽位を慕ひ、長安中に或ひと自ら成帝の子・子輿を称する者ありて、莽これを殺す。郎、是に縁りて詐りて真の子輿たると称す(中略)。

林（劉林）等愈動もすれば疑ひ惑へども、乃ち趙国の大豪李育・張參らと謀を通じ、規りて共に郎を立つ。たまたま、人の間に赤眉の將に河を度らむとすと伝へられ、林等此に因りて宣して「赤眉の当に至るべし」と言ひ、劉子輿を立てて以て衆の心を觀れば、百姓多く之を信つ。

とあって、前漢成帝の遺児・子輿を詐称して劉氏の血統を繼ぐと自ら名乗った王郎と、かつての趙国の王族であった劉林や在地の豪族であったと考えられる李育らが共謀して、赤眉が来襲するとの風評を立てて、それに便乗して偽りの劉子輿すなわち王郎を擁立したという経緯が分かる。この時点までは、趙国の豪族層が王郎を担ぎ上げただけに過ぎないが、その後の彼等の採った行動を見ると、王郎伝では続けて、

更始元年十二月、林等遂に車騎数百を率ゐて、晨に邯鄲城に入り、王宮に止まり、郎を立てて天子と為す。（中略）（A）將帥を分かち遣はし、幽・冀を徇へ下す。檄を州郡に移りて曰はく、「（B）部刺史・郡太守に制詔して、（中略）疑ふらくは刺史・二千石は皆聖公（劉玄）の置く所にして、未だ朕の沈滞せるを觀ず、或ひは去就を識らざれば、強者は力を負み、弱者は惶惑せり。今、元元創痍すること已に半ばを過ぎ、朕、甚だ焉を悼む。故に使者を遣はして詔書を班下せしむ」と。（中略）（C）是において趙国以北、遼東以西、皆、風に從ひて靡く。

とある。まず（A）の部分に見られるように、王郎は幽州・冀州の領域内に武官を派遣し、「幽・冀を徇へ下」そうとした。その具体的方法は、（B）の形で『後漢書』に伝えられている檄文を示して、王郎政権に帰順させようとしたものに他ならない。事実、列伝一一、任光伝に、

王郎の起つに及びて、郡國、皆、之に降る。

とあり、同じく列伝一一、郡縣伝には、

たまたま王郎の兵起り、その將をして地を徇へしむれば、到る所の郡、奉迎せざるはなし。

とあるように、この王郎の試みは成功して幽州・冀州の多くの郡県が王郎政権の麾下に入り、先ほどの王郎伝の（C）の記述に見られるように趙国以北・遼東以西の地を支配下に収めることとなったのである。

め、実際の「郡県制的支配」がどのようなものであったかは詳らかにできないうが、以上に見た経緯から、更始政権によって配置されていた地方官をその指揮下に置くことによって幽州・冀州地域の支配を企図したことは明らかであるし、その試み自体は恐らく王郎政権が滅ぼされるまでは一定程度の有効性を保っていたであろうことが推測できる。

（ロ）劉永

劉永を指導者とする「劉永集団」の興亡の具体的過程については、すでに木村氏による詳細な研究があるのでそれに譲り、ここでは先に提示した観点に絞って劉永を指導者とする勢力の実情を見ていくこととしたい。

劉永はそもそも前漢・文帝の子梁孝王・劉武を祖とする梁国の王家の血統を引く人物であり、更始政権の成立に応じて、劉玄が洛陽に都を置いていた時に洛陽に赴いて梁王の地位を紹封された。従って、劉永の勢力は、そもそも更始政権によってその地域支配の正統性を保証された存在であったということになる。例えば、更始政権の政情の乱れが伝わってくると、確かに自立はするものの、天子を自称するのは劉玄の死を待ってからという行動を採った背景には、そうした更始政権と劉永の勢力との元来の関係が影響しているのかもしれない。

さて、劉永の「郡県制的な支配」に関しては木村氏が劉永の勢力固有の問題点を指摘している。劉永が自立した際の情勢を、劉永伝は、

弟防（劉防）を以て輔国大將軍と為し、防の弟少公（劉少公）を御史大夫と為し、魯王に封ず。遂に諸豪傑・沛の人周建等を招き、並びに署して將帥と為し、攻めて濟陰・山陽・沛・楚・淮陽・汝南を下し、凡そ二十八城を得。

と伝えるが、木村氏は濟陰以下六郡の属県数について前漢末から王莽期にかけての県の廃止を考慮にいれても六十二県残存していたことを示す。そのうち二十八県しか支配下に入れていないことについて、劉永の支配が郡の機構を基礎にした一元的なものになっていなかったのではないかと推測をしている。その背景を木村氏はさらに丹念に指摘するが、本稿の分析視角との関わりから必要な指摘を取り出すと、「第二次農地」が錯綜するこの地域にあつては、従来の郡県制的支配機構を容易に掌握することが難しかったこと、劉永の出身地であ

る梁国の領域のみの支配維持に拘泥して周辺の郡にその支配を有効に及ぼすとする努力を欠いていたとの木村氏一点の指摘を確かめておきたい。²⁵⁾

(八) 張歩

張歩伝には、

張歩、字は文公、琅邪・不其の人なり。漢兵の起るや、歩もまた衆数千を聚め、転じて傍県を攻め数城を下し、自ら五威將軍と為り、遂に本郡に拠る。

とあって、王莽政権の末期(「漢兵の起」ころ頃)に琅邪郡不其県を本拠にして、周辺の数県を支配下において成立した勢力であることが分かる。

張歩伝に従って、さらに張歩の勢力の動向を追ってみると、

時に梁王劉永自ら更始の立つる所を以て、歩(張歩)の兵の彊きを貪り、承制して歩を輔漢大將軍・忠節侯に拜し、青・徐二州を督せしめて、命に従はざる者を征せしむ。歩、其の爵号を貪り、遂に之を受く。乃ち兵を劇に理め、弟の弘を以て衝將軍と為し、弘の弟藍を玄武大將軍とし、藍の弟寿を高密太守とす。將を遣はして太山・東萊・城陽・膠東・北海・濟南・齊の諸郡を徇へしめ、皆之を下す。

とあって、①劉永の勢力と連帯するようになったこと、②淄川国劇県を根拠地にしながら山東地方を勢力下においたことが分かる。

張歩に関しては、形式的には劉永の麾下に位置していて、専伝があるとは言え残された史料も少ないところから、木村氏の論及も多くなはなく、²⁶⁾ 確定的なことを述べるのは難しい。張歩については、その領域支配に当たって、山東という地域が「農民反乱集団」が多く発生し寇掠を重ねたところでもあるので、その支配下においた郡の統治機構をどれだけ活用できたかについては、判断を保留しておきたいと考える。

(二) 李憲

李憲は、廬江郡で自立し天子を自称した人物である。その自立から敗亡への経緯の詳細は、李憲伝に以下のように記されている。

潁川、許昌の人なり。王莽の時、廬江屬令【都尉】となる。莽の末、江の

賊・王州公等衆十余万を起し、郡県を攻掠すれば、莽、憲を以て偏將軍・廬江連率【太守】と為し、州公を破せり。莽敗れ、憲、郡に拠りて自守す。更始元(二三)年、自から淮南王を称す。建武三(二七)年、遂に自立して天子と為り、公卿百官を置き、九城、衆十余万を擁す。

全体的に叙述が簡略であるので細かい背景が読み取れないところもあるが、李憲については、概ね以下のように理解することができるであろう。

①王莽政権期の廬江郡の地方長官として反乱の鎮定に成功し、王莽滅亡後もそのまま「自守」していた。ここで「自守」というのは恐らく状況を静観していたということであろう。

②更始元年に淮南王を自称するが、王莽の地方官であったという李憲の出自を考慮すると、劉玄の皇帝即位を聞いて王号を称した可能性もある。ともかく、更始政権から地方官としての地位を追認されることなく自立したことが確かめられる。

③郡県制的支配のあり方については、『漢書』地理志に記す廬江郡の県の数は十二であるから、「九城」を擁した李憲の支配は、少なくとも廬江郡の内部においては相当程度浸透していたものと見てよい。

(水) 彭龍

彭龍は、元来劉秀が河北地域で勢力を固めた時期の有力な構成員であり、漁陽太守を務めていた人物である。²⁷⁾ 劉秀の勢力が成長・拡大していく過程において、かつての自分の部下であった呉漢などが三公の地位を獲得していくのに対して、自らは漁陽太守のまま冷遇されることに不満を抱き、かつ幽州牧となっていた朱浮との間に軋轢を生じるようになったこともあり、建武二(二六)年に至って、薊に駐在していた朱浮を攻める形で後漢政権より自立する。

彭龍伝に、

遂に兵を發して反し、拜して將帥を署し、自ら二万余人を將ひて朱浮を薊に攻め、兵を分かちて広陽・上谷・右北平を徇ふ。(中略)明年(建武三「二七」年)春、龍、遂に右北平・上谷の数県を抜く。(中略)遂に攻めて薊城を抜き、自立して燕王と為る。

とあるように、翌年にかけて薊県を支配下に収め、広陽・漁陽を中心に右北

平・上谷郡の一部にまで支配を及ぼしたものと考えられる。

後漢政権の漁陽太守が自立した勢力であるから、当然従来の支配機構を継承して「郡県制的な支配」を進めていたものと思われる。

(ハ) 盧芳

盧芳伝によれば、安定郡三水県の盧芳は王莽政権期に、自ら武帝の曾孫・劉文伯を詐称して安定郡で知られた人物であったようだが、

更始、長安に至り、芳を徴して騎都尉と為し、安定以西を鎮撫せしむ。更始敗れ、三水の豪傑共に議を計り、芳の劉氏の子孫なれば宜しく宗廟を承くべきを以つて、乃ち共に芳を立てて上將軍・西平王と為し、使をして西羌・匈奴と和親を結ばしむ。(中略) 単于、遂に芳を立てて漢帝と為す。

とあるように、劉氏の血統を引く人物として三水県の豪族によって擁立され、匈奴と親交を結び、最終的に盧芳は、漢を復興させようとする匈奴の単于に迎えられて「漢帝」とされる。さらに、盧芳伝には、

初め、五原の人李興・隨、朔方の人田颯、代郡の人石鮪・閔堪、各おの兵を起して自ら將軍と称す。(中略) (建武) 五(二九)年、李興・閔堪、兵を引きて単于の庭に至りて芳を迎へ、ともに塞に入りて、九原県に都す。五原・朔方・雲中・定襄・鴈門の五郡を掠有し、並びに守令を置き、胡と兵を通じ、北辺を侵し苦しむ。

とあるように、盧芳は李興らに推戴される形で、并州北辺の五郡を領有して自立の形勢を採ることとなった。なお、前段の史料になるが、三水の豪族が「更始の敗れ」た状態に至って始めて盧芳の擁立を計ったことには着目しておきたい。

盧芳についても史料が少なく、この并州北辺五郡の郡県制的支配の実態は殆ど詳らかに出来ない。「農民反乱集団」の動向を見ても、この地域は王莽政権下に、組織化・「集団」化の不十分な反乱が天鳳二(一五)年以前に確かめられるだけで、盧芳が自立した時点での農民反乱の存在は確かめられない。「五郡」を「掠有」して「守令」を置いた、とする盧芳伝の記述からは、前代からの郡県制的統治機構を継承する形で、五原郡以下五郡の支配を行っていたものと考えたいが、ここでは張歩の場合と同様にその郡県制的支配の内実についての判

断は保留しておくのが穏当であろう。

(二) 『後漢書』列伝三に立伝された隗囂・公孫述の勢力

隗囂・公孫述の両勢力については、すでに木村氏によって詳細な検討がなされているので、⁽²⁹⁾ 両勢力の生起・展開に関わる細部の事象はそれに委ねてここでは省略し、本稿の考察での視角に関わって必要となる事項についてのみ、木村氏の研究に依拠しつつ、確かめていくこととしたい。

(イ) 隗囂

① 隗囂の勢力の自立過程における更始政権との関わり

隗囂の勢力は天水郡成紀県の豪族と思われる隗氏が中心となり、王莽政権期極末期の地皇四(更始元・二三)年秋(七月)に自立した勢力であつて、王莽政権が崩壊する頃にはその勢力範囲を安定・北地・隴西・武都・金城・武威・張掖・酒泉・敦煌・武都の各郡にまで及ぼしていた。しかし、更始二(二四)年に至つて更始政権からの徴召に応じて長安に赴いたため隗氏の勢力は更始政権に帰服することとなる。

しかし更始三(建武元・二五)年に至つて、更始政権の凋落が決定的になる。赤眉が函谷関を超えて三輔地域に入ってくるのが確実になり、かつ劉秀が皇帝に即位したことが明確になった時点で、隗囂は更始政権から離脱して天水郡に戻り再び自立することとなった。

隗囂自身は、更始政権の御史大夫にまで任じられたのであるから、その点はこの諸勢力の指導者と異質であるとも言えるが、更始政権に言わば見切りを付けて再び自立した点に着目すれば、劉永や盧芳などの行動のあり方と同質であるとも言える。

② 「郡県制的支配」の実態

隗囂が建武元年の夏に天水に帰還して、「西州上將軍」を自称した段階においては、かつて更始政権に帰服する前に勢力下においた金城・武威・張掖・酒泉・敦煌の五郡は後述する竇融らによって事実上領有されてしまつたので、再自立後の隗囂政権の勢力が直接及ぶ範囲は、天水郡を中心に安定・隴西・北地・武都などの領域に限定されたと考えてよい。ただ、隗囂は後漢政権に対し

て一貫した自立の姿勢を保った訳でもない。その影響においた「郡」を「郡県制」的どの程度支配することができたかどうかは不明な点が多い。とりあえず、隗囂の勢力が独自に郡守や県令を置いて支配していたとの木村氏の推定に依拠して、むしろ天水を中心とする数郡を隗囂が比較的長期間に渡って支配を継続できたのは、前代以来の郡県制的統治機構を継承できたからである、という理解の仕方を探りたいと思う。

(ロ) 公孫述

① 公孫述の勢力の自立過程における更始政権との関わり

公孫述の益州における勢力は、公孫述その人が王莽政権期に導江【蜀郡】卒正【太守】として任地にあり、更始政権の成立に併せて巧みに成都県の豪族の支持を取りつけて自立したことによって成立したものである。更始政権に帰服することなく自立したという意味では張歩や王郎の勢力と性質が共通する。公孫述は、自立の翌年の更始二(二四)年、更始政権の差し向けた征討軍を撃退して、蜀王を自称、翌年には、劉秀の皇帝即位に先だって天子を自称し、国号を「成家」とするに至っている。

② 「郡県制的支配」の実態

公孫述の支配は益州の一円に及び、蜀郡・漢中・巴郡・広漢・犍為・越嶲のほか南郡の一部にも及んだ。公孫述伝に、

多く天下の牧守の印章を刻み、備さに公卿・百官を置く。

とあるように、詳細が語られている訳ではないのだが、その支配下の郡県に太守・県令を派遣して、前代以来の郡県制的支配を貫徹したことは想像に難くない。

公孫述が長期に渡って自立を続けられた背景として、一般には、益州の持つ地理的要因が想定されるのである。公孫述が自立に際して益州をほぼ無傷で手中にしたこと、換言すれば前代の郡県制的統治機構をそのまま継承して自らの支配の基盤とすることが出来たことも、長期の自立を可能にした要因として考えなければならないであろう。

(三) 他に『後漢書』に専伝を持つ人物を指導者とする勢力

(イ) 竇融

隗囂の所でも触れたが、この勢力は、竇融を中心として、梁統ら更始政権下に任命された地方官が、河西五郡を本拠として事実上自立した勢力である。列伝一三、竇融伝には、竇融らが自立に至る経緯を、竇融が更始政権の張掖属国都尉として赴任した記事に続けて、以下のように記述している。

是の時、酒泉太守梁統・金城太守竇鈞・張掖都尉史苞・酒泉都尉竺曾・敦煌都尉辛彤、州郡の英俊と並び、融、皆ともに厚善をなす。更始の敗るに及びて、融、梁統等と議を計りて曰はく、「今、天下擾乱して、未だ歸す所を知らず。河西は羌胡中に斗絶せり。心を同じくして力を戮さざれば、則ち自から守る能はざるに、権、鈞しく、力、齊しければ、復た以って相率あるなし。当に一人を推して大將軍に為し、共に五郡を全ふして、時を觀て變動すべし」と。議、既に定まる。而るに各おの謙讓して、咸、融の世よ河西に任じて吏と為り人の敬向する所なるを以って、乃ち融を推して河西五郡大將軍の事を行せしむ。

是の時、武威太守馬期・張掖太守任仲、並びに孤立して党なく、乃ち共に書を移りて之に告示すれば、二人は即ち印綬を解きて去る。ここにおいて、梁統を以て武威太守と為し、史苞、張掖太守と為し、竺曾、酒泉太守と為し、辛彤、敦煌太守と為し、鈞、金城太守と為す。

融、属国に居りて、都尉の職を領すること故の如し、従事を置きて五郡を監察す。河西の民俗質樸なれば、融等の政もまた寛和なり、上下相親しくし、晏然として富殖せり。

ここで注目すべきなのは、竇融の擁立を行ったのがいずれも郡の太守や都尉の地位にあった人物だということである。元来、更始政権以来の地方官として郡県制的支配機構を掌握していた梁統以下が、竇融を「行河西五郡大將軍」として擁立することを決意した背景には、その統治機構の掌握がすでになされていたという事情があるに相違ない。

先に見た公孫述にも言えることであるが、自らの出身地以外の土地で地方官としての地位を利用して自立する場合、かえってその勢力は安定した支配を行っていたように思われる。竇融自身について言えば、その先祖が河西方面の地

方官を歴任していたので、全くこの地域と無縁という訳ではないが、少なくとも本籍地ではない。五郡の太守のなかで『後漢書』に専伝がある梁統について見ても、梁統伝には、「安定、烏氏人」とあって、比較的近接した地域の出身とは言えるが、この河西五郡地域には何らかの直接の係累があった訳ではない。竇氏一族の持った影響力（融の世よ河西に任じて吏と為り人の敬向する所なる）も当然効果があったと思われるが、彼らがこの地域で自立し、安定した支配を数年にわたって行うことができたのは、以上の検討から、その統治機構の掌握であったと理解することには特段問題はなからうと思われる。

(口) 伏湛

列伝一六、伏湛伝では、更始政権期に平原太守を務めていた時のことを、更始立ちて、以つて平原太守と為る。時に倉卒として兵起り、天下驚擾するも、湛は独り晏然として、教授を廃せず。(中略)時に門下督、素より氣力あり、謀りて湛の為に兵を起さむと欲す。湛、その衆を惑はすを惡み、即ち収めて之を斬り、首を城郭に徇へて、以て百姓に示す。是において吏人信向し、郡内以つて安んず。平原一境は、湛の全ふする所なり。と記述している。これは、「農民反乱集団」が頻発し、先に見た張歩の勢力などと境を接する平原郡を、更始年間の混乱期によく維持した伏湛の統治を讃えている記事である。この記事から適切な処置を採る限りに於いて、両漢交替期にあつて郡の統治機構を掌握している郡太守が支配下の郡内の秩序を維持することが充分可能であつたことが推定できよう。

(八) 侯霸

侯霸は前漢の成帝の時から官界に出身し、王莽政権下でも推挙を受けて地方官(南陽郡隨県の県宰【県令】)や監察官である執法刺姦などを務めた人物である。列伝一六、侯霸伝によれば、執法刺姦を務めた後に、
 准平【臨淮郡】大尹【太守】と為り、政理に能名あり。王莽の敗るるに及びて、霸、保つこと固くして自ら守り、卒に一郡を全ふす。
 と王莽政権滅亡に前後する混乱を乗り切つたことを伝える。侯霸伝はさらに続けて、

更始元(二三)年、使を遣はして霸を徵さむとせば、百姓の老弱相ひ攜へて号哭して使者の車を遮り、或ひは道に当りて臥す。皆曰はく、「願ひ乞ふらくは侯君の復た留まること青年ならむことを」と。民、乃ち乳婦を戒めて、「子を挙ぐるを得ること勿かれ、侯君当に去るべくんば、必ず全ふする能はざらむ」と。使者、霸の徵に就けば臨淮の必ず乱るるを慮り、敢へて璽書を授けず、具さに状を以つて聞こゆ。たまたま更始敗れ、道路通ぜず。建武四(二八)年、光武、霸を徵す。

と、更始政権成立後に中央政府が侯霸を徵召しようとしたが臨淮の民衆の留任運動によつて徵召の使者が断念したことが伝えられている。その後、更始政権の滅亡によつて中央と臨淮郡の交通が途絶したため、建武四年に劉秀が侯霸を徵召するまで、侯霸は臨淮太守として一郡の秩序を保つていたと考えられる。伏湛と同様の事例と理解できよう。

(イ) 劉揚

劉揚は、前漢の真定国の王家の血統を受け継ぐ者である。
 真定国は、『漢書』卷三三、常山憲王舜伝によれば、そもそも前漢景帝の子・舜が常山王に封ぜられていたのであるが、その舜の死後王族内部の内紛・不祥事により、舜の王太子であつた勃は王の位にあること数月にして国は廢せられるに至つた。しかし、それを哀れんだ武帝によつて、元鼎三(前一四)年に、舜の子・劉平に三万户が与えられて真定王とされたことにより真定国は設置された。常山憲王舜伝ならびに、『漢書』卷一四諸侯王表の真定王の条から、真定国は王莽の篡奪の時期まで無事に相続されて劉揚に至つたことが認められる。西嶋氏が指摘する⁽³⁾ように、漢王朝との血統の近さという点では劉秀以上の存在であつた。その劉揚の勢力は、王郎が邯鄲を占拠して自立した更始元(二三)年から更始二(二四)年にかけての時期の頃、列伝一一、劉植伝によれば、
 時に真定王劉揚、兵を起こして以つて王郎に付き、衆十余万、世祖植をして楊を説かしむれば、楊、遁ち降る。
 とあるように、当初は真定国を挙げて王郎の勢力の側に付いたのであるが、劉秀は劉植を介して自らの陣営に帰参させている。劉植伝が続けて、

世祖、因りて真定に留まり、郭后を納る、后は即ち揚の甥なり、故に此を以つて之と結ぶ。

と記しているように劉揚の姪の郭后と婚姻している。しかも、紀一〇、郭后紀によれば郭氏は真定の豪族であることから、この劉植伝に言つ劉揚の「帰服」とは『後漢書』の表現の綾であつて、その実は西嶋氏の指摘のように、郭后との婚姻を介した真定国の王家や豪族の抱き込み政策であつたに違いない。『後漢書』は劉揚の勢力について多くを語らないものの、郭后との婚姻以後に王郎を倒して河北地域を制圧していつた劉秀の勢力のその後の展開を考慮しても、劉揚は、真定王として真定国一帯に影響力を持ち続けていたものと考えられる。先に見た梁国の劉永の勢力のあり方と本質的には変わらず、建武二(二六)年に耿純によつて劉揚が誅殺されるまで、真定国は事実上の自立勢力であつたと見做せよう。この劉揚の真定国の支配は、前漢の真定国以来の体制が継承されたと相違なく、前代以来の郡県制的な支配が行われていたと考えられる。

(口) 秦豊

秦豊は、南郡の襄陽県を根拠地に自立した勢力である。延岑・田戎など、後に公孫述の勢力に吸収された勢力と行動を共にすることが多く、木村氏の公孫述に関する論考⁽²²⁾のなかに詳細な叙述があり、ここでもそれに依拠する。

秦豊の自立は更始元(二三)年のことであるから恐らく更始政権とは当初から対抗する関係にあつたものと思われる。建武三(二七)年までに、襄陽を中心に、南郡から南陽郡にかけての十二県を領有し、楚黎王を自称するに至っている。ただし、関連する史料は多くはなく、その郡県制的支配の実態についての詳細は明らかにはできない。ただ、秦豊は南郡の⁽²³⁾出県の出身で、自立の前後は県吏を務めていたことから、地方官がその包摂する統治機構を利用する形で自立を行った勢力と見做して良いであろう。

(八) 延岑

延岑についても、秦豊同様に木村氏の論考⁽²⁴⁾に依拠して検討したい。

延岑は、南陽郡築陽県の出身で、更始元(二三)年頃南陽郡の冠軍で拳兵して活動を開始していることから、秦豊の勢力同様、更始政権とは当初から対抗

的關係にあつたと考えておいてよいであろう。翌更始二(二四)年には一旦漢中郡の支配に成功し武安王を自称する。しかし、更始政権の派遣した將軍に破られ三輔地方に移動、赤眉とも戦いながら、建武三(二七)年の段階では京兆郡藍田県で自立するに至るが、後漢の馮異との戦闘に敗れて再び南陽郡方面に移動、秦豊の勢力と連合しつつ自己の勢力を確立して、建武四(二八)年から翌年にかけて南陽郡の数県を支配下に置いたことが分かつている。

結局、後漢の攻⁽²⁵⁾に耐えかね、建武五(二九)年に公孫述の勢力に帰服することとなるのだが、こうした経緯を辿つた延岑の勢力について、木村氏は「豪族反乱集団」と同様の性質を持つものと見做している。しかし、頻繁に根拠地を変えていたことと、その勢力が及んだ範囲が数県に止まることもあり、本稿においては郡県制的支配を有効に行つた勢力と判断することは保留しておきたいと思う。

(二) 田戎

田戎についても木村氏の論考⁽²⁶⁾に依拠する。田戎は、更始元(二三)年に、南郡の夷陵県を本拠に自立した勢力であるが、元来は史料に「羣盜」と表記されたように当初は「農民反乱集団」的性質を有していたようである。

ただ、田戎の勢力についても、残された史料が少なく、夷陵を中心とする郡県制的な支配の実態については不明とせざるを得ない。

(ホ) 董憲

董憲は東海郡の人である。木村氏は董憲について、当初は赤眉の別動部隊として東海郡方面で活動し、赤眉の更始政権への帰服に伴つて東海郡に封じられた可能性を想定し、劉永の勢力と連合する形で、東海郡を中心に「豪族反乱集団」として郡県制的支配を進めたものとの理解を示している。

東海郡に自立して以降、劉永の勢力と董憲が共同歩調を採つた経緯についても木村氏が詳細に論じているのでそれに譲るが、董憲の場合も専伝がなく史料が不足していることから、東海郡における郡県制的支配の実情を窺うことは困難である。ただ、更始政権によつて東海郡の支配が認められたのではないかとする木村氏の理解に依拠すれば、董憲の場合も、更始政権の地方官(に類似し

た存在)であったことが支配領域の統治を進めていくうえで重要な要素であった、と言つことはできるであらう。

(ハ) 荊州南部から交趾地域の地方官

以上の(イ)～(ホ)とは性質を異にして、天子・皇帝や王を自称した訳ではないものの、両漢交替期に荊州の南部地域や交趾の地域において自立を保っていた人々があつた。それは紀一、光武帝紀、建武五(二九)年の条に

交趾牧鄒讓、七郡の太守を率ゐて、使を遣はして貢を奉ぜしむ。

と伝えるものであるが、より詳しくは、列伝七、岑彭伝に、

初め、彭、交趾牧鄒讓と厚く善くし、讓に書を与へて国家の威徳を陳べ、

又、偏將軍屈充をして檄を江南に移り、詔命を班行す。ここにおいて、讓

江夏太守侯登・武陵太守王堂・長沙相韓福・桂陽太守張隆・零陵太守田

翕・蒼梧太守杜穆・交趾太守錫光等と、相率ゐて使をして貢獻せしむれば、

悉とく封じて列侯と為す。或ひは子を遣はして兵を將ゐて彭を助けて征伐せ

しむ。ここにおいて江南の珍、始めて流通す。

と伝えられているものである。交趾牧・江夏太守以下の地方官がこの間どのよ
うな政治的動向を示していたかは不明だが、他の地域で混乱が続くこの時期に
その統括下の領域を保持していたことだけは間違ひなく認められよう。その自
然な自立を保っていたのをやめて、建武五(二九)年の段階に至つて後漢に帰
順したこととなる。彼らが自立を保ち得た要因として、地方官として郡県制的
な統治機構を確実に掌握していたことを挙げるのは容易であらう。

ちなみに、交趾太守の錫光については、列伝六六、循吏列伝、任延伝に、

初め、平帝の時、漢中の錫光、交趾太守と為る、民夷を教導して、漸する

に礼儀を以つてするも、化声は延に侔つ。王莽の末、境を閉ざして拒み守

る。建武の初め、使を遣はして貢獻し、塩水侯に封ぜらる。領南の華風、

は二守に始まり。

とより詳細に伝えられており、前漢極末期から長期に渡つて自立を保っていた
ことが理解できよう。ちなみにこの史料では地方官としての教化ぶりが後世称
賛されている訳だが、このこともまた、当該期の地方官が統治機構を把握する
形で、在地社会の末端まで適格に掌握していたことを示すものと見なせるので

はないだろうか。

(ト) 更始政権崩壊後の三輔地域

(ハ) で強調したことは、更始政権崩壊後の三輔地域における、一種の無政
府状態を想起すれば、より明瞭に理解することができる。列伝七、馮異伝に、

時に赤眉・延岑三輔に暴乱すれば、郡県の大姓各おの兵衆を擁し、大司徒

鄒禹定むる能はず、乃ち異をして禹に代へて之を討たしむ。

とあるが、これは統治機構そのものが混乱に陥つた場合には「郡県大姓」が自
衛的に自立に追い込まれてしまったことを示している。赤眉平定後も、同じく
馮異伝には、

時に赤眉降ると雖ども、衆寇猶ほ盛んなるがごとく、延岑は藍田に拠り、

王郎は下邳に拠り、芳丹は新豊に拠り、蔣震は霸陵に拠り、張邯は長安に

拠り、公孫守は長陵に拠り、楊周は谷口に拠り、呂鮪は陳倉に拠り、角闕

は鄴に拠り、駱延は滎陽に拠り、任良は鄆に拠り、汝章は槐里に拠り、各

おの將軍を稱し、兵を擁して多き者は万余、少なき者は数千人、轉じて相

ひ攻めず。

とあるように、県を単位として諸勢力が自立していた様子が見て取れる。特に
後者の史料に見られる事例が示唆的なのは、県単位での自立では充分な統治の
安定が得られていないこと、すなわち統治機構の掌握とは少なくとも郡段階で
掌握しない限り有効に機能しなかつたのではないかと、ということである。こ
こで先に検討した、秦豊・田戎・延岑らの数県に及ぶ統治は決して長期に及ぶも
のではなかつたことや、劉秀の勢力の基盤確立期において河北地域における郡
太守相当の地方官が相次いで帰順していた史実を想起すると、「郡」段階での統
治機構の掌握の重要性自体は容易に理解できるだろう。

結 言

前章での検討から読み取り得る、両漢交替期の自立勢力 木村氏の言う
「豪族反乱集団」とは重要な勢力であるが 郡県制的支配の特質につい
て以下の五点にわたる私見を述べて結言に替えたいと思つ。

【一】まず、従来の理解で看過されてきた点として、前章の(三)(ロ)(ハ)(四)(ヘ)などに見られるように、更始政権(もしくは王莽政権期)以来の地方官が、中央との交通が途絶した状態で郡内の秩序を維持して自立を続けてきた事例が多く見られることを指摘しておきたい。これは荊州南部や交趾地域など「農民反乱集団」の寇掠を受けない地域に顕著に見られる事例ではあるが、(三)の伏湛・侯霸のように黄河や淮水の流域で自立を保った地方官もいることから、必ずしも地域的偏差で片付けてしまつてよい問題ではないと思われる。

【二】【一】とも関連するが、両漢交替期に比較的長期にかつ安定して自立を保ち得た勢力は、前代以来の地方官がそのまま自立したものに多く見られることである。(二)(ロ)の公孫述や(三)(イ)の竇融の勢力がそれに該当する。

【三】(一)(ロ)の劉永、(四)(ロ)(ハ)(ニ)の秦豊・延岑・田戎の勢力のように、郡県制的な支配が、ある「郡」全体に浸透することなく、数県を支配する次元に止まった場合には、その支配は必ずしも安定的ではなく、かつ短期間に終わっている場合が多いことである。ただ、短期間に終わったことについては、これらの勢力が建国期直後の後漢の領域と境を接しており、そのため早期に後漢の攻を受けざるを得なかつたという側面を考慮する必要がある。しかし、その後漢との抗争においてもこれらの勢力は隗囂・公孫述の勢力などと比較して、後漢に対して充分対抗できていないのも事実である。なほ(一)(ホ)の彭寵が、漁陽・広陽などの「郡」を掌握して短期とは言え安定した支配を行っていたと考えられることとあわせ考えると、両漢交替期において安定した地方政権を維持するためには、少なくとも「郡」の内包する統治機構を掌握した上で、その郡の内部を部分的にはなく一円的に統括・支配していく体制を構築することが不可欠だつたのではないか、との想定が可能となる。

【四】【三】で示した想定を前提にすれば、木村氏の言う「豪族反乱集団」の範疇に含まれる諸勢力は、「少なくとも(単数であっても)郡に内包される統治機構を掌握」したうえで強力な郡県制的支配を行つて安定した(場合によっては長期に渡る)統治を実現できた勢力と、「県の範囲でのみしか支配の機構を確立することができなかったために」郡県制的支配の態勢を採つても有効に機能することなくその支配は短期間に終わることが多くその支配自体も弱体的なものであつたことが推測できる勢力との二つの範疇に分けて認識し直される必要が

あると思われる。

【五】(四)(ト)に示された更始政権崩壊後の三輔地域の状況が示すように、両漢交替期においては、少なくとも郡の段階で統合される統治機構が機能しなくなつたときには、その地域は県単位に分裂して收拾が付かなくなる段階に至つていた。【四】とも関連するが、これは、両漢交替期までには「郡」の機構が地域支配の重要な核として機能するようになったことに対する一つの論証材料ともなりえよ⁽⁵⁾。

本稿での考察は以上であるが、なおここで示した私見は、主として両漢交替期に自立した諸勢力の政治史的展開に着目して収集し得た史的事象を素材として導き出したものに過ぎず、考察の過程で捨象してしまつた諸勢力の背景を為す諸地域の環境や社会・経済の状況などには充分な考慮を払わないままであつたことは認めなければならぬ。木村氏の中国古代国家論そのものに踏み込む準備のないまま本稿を草したことへの反省も含めて、残された課題の解明を他日に期して擲筆することとしたい。

註

- (1) Hans Bielenstein, "THE RESTORATION OF THE HAN DYNASTY", vol.1, "The Museum of Far Eastern Antiquities, Bulletin", NO.26, 1954, "THE RESTORATION OF THE HAN DYNASTY", vol.2, The Civil War: "The Museum of Far Eastern Antiquities, Bulletin", NO.31, 1959, 余英時「東漢政権之建立与士族大姓之關係 略論両漢之際政治変遷の社会背景」(『新亞字報』一一一、一九五六)、狩野直禎『後漢政治史の研究』(同朋舎、一九九三)第一章「後漢王朝の成立」第二章「光武帝期」。また、概説書ではあるが、西嶋定生『秦漢帝國』(講談社、一九七四)、のち講談社学術文庫「一九九七」に増補再刊)第七章「後漢王朝の成立」は、王莽末期の政治的混乱から赤眉の乱の発生を経て劉秀による再統一までの詳細な政治的動向の展開を叙述している。
- (2) 浜川栄「両漢交替期の黄河の決壊について」(『中国水利史研究』二六、一九九八)、「両漢交替期の黄河の決壊と劉秀政権」(『東洋学報』八一、一九九九)。
- (3) 拙稿「河北における劉秀集団の確立過程 後漢政権成立史のための覚書」(『日本素漢史学会会報』三二、二〇〇二)。以下本稿において、「前稿」と表記する。

(4) 両漢交替期には、文献史料で確認できるものだけでも優に百を超える「反乱」集団が中国各地に発生・勃興している。これら両漢交替期の諸集団に対して、その行動様式や依拠した地域の生産力の違いなどに着目して、「農民反乱集団」「豪族反乱集団」という指標を設けて諸集団の地域的分布や各集団の興亡等について詳細な研究を残したのが木村正雄氏である。木村氏による両漢交替期の反乱集団に関する研究は、同氏『中国古代農民反乱の研究』（東京大学出版会、一九七九）に収録された「前後漢交替期の農民反乱 その展開過程」（原載『東京教育大学文学部紀要六一・史学研究』一九六七、以下本稿では「木村A論考」と略称）・「両漢交替期の豪族反乱 隗囂集団と公孫述集団」（『立正史学』三一、一九六七、以下「木村B論考」）・「劉永集団の形成と展開」（鎌田先生還暦記念会『鎌田博士還暦記念歴史学論集』一九六九、以下「木村C論考」）であるが、氏の研究が公にされて以後、両漢交替期に中国各地に生じた軍事・政治集団は「農民反乱集団」「豪族反乱集団」のいずれかの呼称が付せられることが我が学界では一般化してきたと言って良い。

確かに、両漢交替期に自生した「集団」は、その規模や行動の仕方の如何を問わず、本質的には王莽政権・更始政権・後漢政権のいずれかに対する「反乱」集団である。しかし、本稿で検討の対象とすることになる、例えば劉永や公孫述を中心とする「集団」について言えば、その血統（劉永集団に該当）や王莽政権を継承するという政治的主張（公孫述政権に該当）を基に客観的に比較する限りにおいて、後漢政権に対する「反乱」集団として把握することは一面的な理解であるようにも思われる。また木村氏が好んで使用した「集団」という呼称も、両漢交替期における諸「集団」の中の一部が、私が前稿で主張したように、地方社会に敵存した郡県制的統治機構を掌握することでその軍事行動の基礎を固めていったとするならば、その実態と比較して不適切な呼称なのではないかと考えている。前稿ではこの点について深く検討することなく木村氏以後の研究に倣って「集団」という語を用いつつ自説を展開したが、本稿では以上のような考えに基づきこの「集団」という呼称を、自説との関わりでは直接的には用いないこととした。しかし、残念ながら現段階においては、両漢交替期に勃興した諸集団を全体的に説明する適当な語彙を私は見出し得ていないため、暫定的に、両漢交替期の諸「集団」については、「自立した勢力」もしくは「勢力」というような呼称で論じていくこととしたい。

なお、木村氏の両漢交替期の反乱集団研究の中心的概念である、「農民反乱集団」

「豪族反乱集団」の内容については、すでに周知に属することでもあるので、ここでは詳述せず、以下の行論中必要に応じて紹介していくこととする。

また、本稿では主な史料として范曄撰の『後漢書』を用いることとなるが、以下『後漢書』からの引用の場合には書名を省略し、帝紀・列伝の別と巻数のみを記すこととする。また、引用史料のなかには、王莽によって改称させられた官職名や地名が散見される。そのつと注記するのでは煩雑になるので注記は省略し、説明の必要な官職名や地名の後に【】を附し、そのなかに漢代本来の名称を付記することとしたい。

(5) 註(4)前掲木村氏A論考 第一節「序説」。なお、ここで木村氏の言う「第一次農地」「第二次農地」等、氏の中国古代国家認識の核となる概念や考え方については、同氏『中国古代帝国の形成 その成立の基礎条件』（不昧堂書店、一九六五、新訂版が二〇〇三年に名著刊行会より再刊）を参照。

(6) 註(4)前掲木村氏B論考 第一節「序説」。

(7) 註(6)に同じ。

(8) 土屋紀義「両漢交替期における豪族の動向 民衆反乱への対応をめぐって」（『青年中国研究者会議編』『続中国民衆反乱の世界』汲古書院、一九八三）。なお土屋氏は、この論考に先立つ「一世紀前半の民衆反乱集団に関する若干の問題」（『青年中国研究者会議編』『中国民衆反乱の世界』汲古書院、一九七四）において、両漢交替期における諸勢力の中で「豪族反乱」的でない勢力に対して「農民」的側面を強調しがちであった木村氏も含むそれまでの研究を批判し、すべてを「農民」的性格で説明するのはなく、商業活動との関係などその多様さに着目すべきことを提言し、「農民反乱」という語彙ではなく「民衆反乱」という語彙を用いて議論を展開している。

(9) 事実木村氏の国家論に対しては、その発表に前後して、様々な立場から批判が加えられている。浜川栄氏は註(2)前掲「両漢交替期の黄河の決壊と劉秀政権」の註(6)において、木村説に対する批判として、天野元之助「中国古代デスポティズムの諸条件 大会所感」（『歴史学研究』二二三、一九五八）、増淵龍夫「中国古代デスポティズムの問題史的考察」（『歴史学研究』二二七、一九五九）、西嶋定生「中国古代社会の構造的特質に関する問題点」（同氏『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、一九六一）序章）、原宗子「いわゆる『代田法』の記載をめぐる諸解釈について」（『史学雑誌』八五 一一、一九七六）、藤田勝久「漢代における水利事業の展開」（『歴史学研究』五二二、一九八三）などを参照すべきとしている。

- (10) 註(6)に同じ。また、木村氏は、註(4)前掲A論考 第二節「山東を中心とする農民反乱」3、「赤眉集団の変質(赤眉後期)」のなかで、「豪族集団」について、「もともと、豪族集団は、ある人物を中心に形成されたものであった。またその中心人物は、政治的に支配隷属する地域と人間とがあり、彼等は社会的経済的に生産集団、ないし地域社会集団を形成していた。そこで彼らが反乱集団を形成する場合、宗族をあげ、隷属民ないし被支配民をあげてこれに参加させられた。つまり豪族反乱集団はもともと地域の生産集団であった。彼らが支配を拡大すると、そこを郡県制的に支配し、その税役をもって自己政権の支えとした」と詳細な説明を加えているが、「ここでも、郡県制的な「支配」が前代からの統治機構に依拠したものなのか、新たに再編されたものであるのかについては、明確にされていない。
- (11) 註(1)前掲余英時氏論考には「両漢之際各地豪傑起事表」が附され、性質の如何を問わない形で、両漢交替期に自立した諸勢力が地域別に整理され一覽表になっていて、参照に便利である。
- (12) 『東觀漢記』の現存する逸文(呉樹平校注『東觀漢記校注』「中州古籍出版社、一九八七」上、巻一「世祖光武皇帝」に集約されたもの)や、現行の袁宏『後漢紀』(周天游校注・天津古籍出版社、一九八七)光武皇帝紀、更始二年条にも当該文もしくは類似した文章は見られないことから、『後漢書』光武帝紀の当該文は范曄による総括的文章と見なしておくのが穏当であろう。
- (13) 註(1)前掲狩野氏著書 第一章「後漢王朝の成立」第一節。
なお狩野氏は、列伝一四に立伝される馬援と列伝一九に立伝される鮑永とを、本稿で取り上げる他の勢力と同じ比重で考察の俎上に載せている。
確かに馬援は王莽政権期に新成【漢中】大尹【太守】に任じられており、その点は「豪族反乱集団」としての要素を満たしてはいる。しかし、その後の行動は自立した勢力の指導者としてのものではなく、むしろ帰附すべき指導者を求める個人としてのものであるから、本稿においては考察の対象とはしないこととする。
- (14) また鮑永は、更始政権の尚書僕射行大將軍事として、河東郡・并州・朔方方面の平定に派遣された人物である。青犢などの「農民反乱集団」を平定している間に更始政権が赤眉の攻を受け三輔地域と交通が途絶し、その間に更始政権は滅亡してしまつた。更始政権の滅亡後に、劉秀からの徴召を受けるのだが、その際にあくまで更始政権の一員としての自らの立場を明確に述べてしまつて劉秀の不興を買つた人物として考えるべきであり、一個の自立した本稿で言う「勢力」と見なし難いと考えられることから、考察の対象から除外した。
- (15) 以下、本章の(三)で詳述することになるが、平原太守(平原郡は青州の領域下、山東地方)であつた伏湛、王莽政権期から臨淮(臨淮郡は徐州の領域下、淮水流域)太守を務めていた侯霸が該当する。
- (16) 劉氏一族を中心とする集団と、下江・新市・平林と呼ばれる農民反乱集団の合体の過程については、註(4)前掲木村氏A論考 第三節「その他の地区の農民反乱」2、「下江の兵」3、「新市の兵と平林の兵」に詳述されている。
- (17) 例えば列伝一、劉玄伝では、即位の儀式にあたって「素より懦弱なれば、羞愧して汗を流し、手を挙ぐるも言ふ能は」ざる様子であつたと伝えられている。
- (18) 実際、木村氏が、註(4)前掲同氏A論文 第三節「その他の地区の農民反乱」3、「新市の兵と平林の兵」において、「劉玄は(中略)春陵侯国の血統からいえば劉伯升(劉玄)より本家すじて族兄であつた」と述べるように、劉玄のほうが血縁的には漢の皇帝家に若干なりとも近い位置にあつたことは事実である。劉玄・劉・劉秀らを含む南陽春陵侯国の劉氏一族については、夙に宇都宮清吉氏の「劉秀と南陽」(『名古屋大学文学部研究論集』八、史学三、一九五三)のうち同氏『漢代社会経済史研究』「弘文堂書房、一九五五」に収録)があり、春陵侯国劉氏一族の系図も載せられている。
- (19) 列伝一、劉盆子伝に、
たまたま更始洛陽に都し、使を遣はして崇(赤眉の指導者・樊崇)を降らせしむ。
崇等漢室の復た興るを聞き、即ち其の兵を留め、自ら渠帥二十余人を將ぬ、使者に随ひて洛陽に至りて更始に降り、皆封せられて列侯と為る。
とあるように、山東方面で寇掠を続けていた赤眉集団が更始政権の成立を漢王朝の復興と見なしていったんは降伏したことも、当時において更始政権が正統な漢王朝の後継者として認識されていたことを示す一事例と考えられる。
- (20) 例えば前者の例として、更始政権によって信都太守とされた任光を挙げることができるとし、後者の例としては、王莽期に和成(鉅鹿郡の一部)卒正【太守】となり更始政権に帰順後にそのまま鉅鹿太守となつていた郭舉を挙げることができる。詳しくは前稿第二章「劉秀集団の確立過程 劉秀と河北」三「河北における劉秀集団の形成と展開」を参照。
- (21) 本章におけるこうした叙述の順序は、当然行論を明確にするための便宜的なものに過

ぎない。ただし、後漢政權に最終的に統合ないしは征服された諸勢力の指導者の列伝を編むに当たつての范曄の何らかの含意 例えば、劉氏による皇帝を称した人物を戴いたという意味で劉玄・劉盆子を列伝一に配し、比較的長期間に渡つて自立を保つた隗囂・公孫述を列伝三に配し、それ以外の勢力で王や皇帝を僭称しつつも比較的短期間のうちに後漢に滅ぼされたものを列伝二に配した、というよつなもの が、両漢交替期に対する後世の認識までも規定した一面があることに留意されるべきなのは間違いない。この点、前稿ならびに本稿では論及できなかった問題であり、爾後の課題としたい。

(22) 繁を避けて詳述しないが、河北制圧のために、王郎の自立の時期に前後して邯鄲に進駐していた劉秀は、王郎の自立に伴い邯鄲から北に向かい薊県へと移動し、そこも危険に陥つたために信都郡へ退転するという、軍事的には極めて劣勢の状況下に追い込まれている。このことは王郎政權の統治が実質的な効果を挙げていたことを示そう。詳しくは光武帝紀の更始元年から二年にかけての条や、註(1)前掲西嶋氏著書第七章の記述を参照。

(23) 註(4)前掲木村氏C論考。
(24) この経緯は、劉永伝には、

永、更始の政乱るるを聞き、遂に国に拠りて兵を起し、(中略)更始の敗るるに及びて、永、自ら天子を称す。と記載されている。

(25) なお註(2)前掲の浜川氏の論考「両漢交替期の黄河の決壊と劉秀政權」では、劉永の敗亡も含めた、当該時期の淮北平野における、赤眉の急速・広範な寇掠活動の発生などの要因として、前漢末平帝期と王莽政權期の始建国三(後一)年に発生した二度の黄河の決壊を想定している。注目される見解であり、従いたい。

(26) 張歩の勢力に関しては木村氏にも専論はない。註(4)前掲A論考 第二節「山東を中心とする農民反乱」において、尤来・大母といった「農民反乱集団」を糾合して勢力を拡大したことを指摘し、C論考において劉永の勢力と共同歩調をとつたことを指摘していることとまる。

(27) 劉秀の麾下に入るまでの彭寵の履歴等については、前稿 第二章「劉秀集団の確立過程 劉秀と河北」三、「河北における劉秀集団の形成と展開」を参照。

(28) 註(4)前掲木村氏A論考 第三節「その他の地区の農民反乱」4、「北辺屯田地区の農民

反乱」。

(29) 註(4)前掲木村氏B論考。

(30) 居延新簡の分析を中心にして、竇融の勢力の置かれていた政治状況を明らかにした研究に、鶴飼昌男「建武初期の河西地域の政治動向 『後漢書』竇融伝補遺」(『古代文化』四八 一一一、一九九六)がある。鶴飼氏によれば、竇融伝には明確に記述されていない、竇融らの「河西五郡連合政權」の成立(本文に引用した竇融伝の第二段の「是の時」以下の事件が起こつた時期)は、建武二(二六)年十一月頃に見いだせるとのことである。

(31) 註(1)前掲西嶋氏著書第七章の記述を参照。

(32) 註(4)前掲木村氏B論考 第四節「公孫述政權の形成と展開」2、「公孫述政權の展開と終末」。

(33) 註(4)前掲木村氏A論考 第三節「その他の地区の農民反乱」5、「三輔地区の農民反乱」ならびにB論考 第四節「公孫述政權の形成と展開」2、「公孫述政權の展開と終末」。

(34) 註(32)に同じ。

(35) 註(4)前掲木村氏A論考 第二節「山東を中心とする農民反乱」2、「赤眉集団の発生と活動(赤眉前期)」。

(36) 註(4)前掲木村氏C論考。

(37) ここで見た事例と同様のものとして、張歩が琅邪郡で自立した頃、更始政權から琅邪太守に任じられて張歩と対決することとなる王(王莽の叔父・王譚の子)を挙げることも出来よう。張歩伝に附された王(王)伝によれば、

王莽、位を篡ふに及びて、僭かに(王)を忌み、乃ち出して東郡太守と為す。(中略)莽敗れ、漢兵起つても、(王)は独り完く東郡三十余万戸を全つし、更始に帰降せり。

とあって、東郡太守としてその領域を維持して更始政權に帰服していたことが分かる。農民反乱集団の寇掠の絶え間なかつたと思われる山東地方に近い東郡を地方官としてよく秩序を維持した事例として理解することが可能である。

(38) 前漢期を通して、県に対して郡が優位性を獲得していくとする理解は周知となつていよう(重近啓樹「前漢の国家と地方政治 宣帝期を中心として」、『駿台史学』四四、一九七八)。「紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について その基礎的考察」(上)(下)、『福岡大学人文論叢』一三四、一四一、一九八二)、「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」、『東洋史研究』四二 二、一九八二)、「佐藤直人

「秦漢期における郡 県関係について 県の性格変化を中心に」、『名古屋大学東洋史研究報告』二四、二〇〇〇」等を参照)。拙稿「前漢における郡の変容と刺史の行政官化についての覚書」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』五、二〇〇四)は、そうした郡の変質が、前漢期にその萌芽が見られる「刺史の行政官」化を齎した可能性について論じたものであるが、本稿の成果を踏まえれば、両漢交替期の変動の中で「州」という領域を持った歴史的意義も検討する必要があるであろう。爾後の課題としたい。

(平成十六年八月三十一日受理)

* A study on Chinese wealthy farmers' rebel groups in the first half of the 1st century / Shigetoshi KOJIMA (Department of History) (Received August 31, 2004)